

令和5年12月定例会 県土都市整備委員会の概要

日時 令和5年12月18日（月） 開会 午前10時 1分  
閉会 午後 1時51分

場所 第9委員会室

出席委員 杉田茂実委員長

橋詰昌児副委員長

森伊久磨委員、金子裕太委員、美田宗亮委員、内沼博史委員、立石泰広委員、  
高橋政雄委員、井上航委員、中村美香委員、松下昌代委員

欠席委員 田並尚明委員

説明者 [県土整備部関係]

金子勉県土整備部長、武澤安彦県土整備部副部長、吉澤隆県土整備部副部長、  
中須賀淳参事兼河川砂防課長、加来卓三県土整備政策課長、  
飯塚雅彦県土整備政策課政策幹、木村暢宏建設管理課長、赤沼知真用地課長、  
根岸幸司道路街路課長、水谷信哉道路環境課長、田島清志河川環境課長

[都市整備部及び下水道局関係]

山科昭宏都市整備部長、坂田直人都市整備部副部長、  
若林昌善都市整備部副部長、坂行正都市整備政策課長、吉岡一成都市計画課長、  
小野寺貴郎市街地整備課長、石川修産業基盤対策幹、  
鈴木水弘公園スタジアム課長、山田暁子建築安全課長、牧野秀昭住宅課長、  
松井直行営繕課長、小久保賢一設備課長

山崎達也下水道事業管理者、伊田恒弘下水道局長、豊野和美下水道管理課長  
水橋正典下水道事業課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第121号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）のうち県土整備部関係、都市整備部及び下水道局関係	原案可決
第135号	指定管理者の指定について （さいたまスーパーアリーナ）	原案可決
第136号	指定管理者の指定について （こども動物自然公園）	原案可決
第137号	指定管理者の指定について （熊谷スポーツ文化公園）	原案可決
第139号	荒川左岸北部流域下水道の維持管理に要する経費の関係5市の負担額について	原案可決
第140号	利根川右岸流域下水道の維持管理に要する経費の関係4市町の負担額について	原案可決
第141号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）のうち県土整備部関係	原案可決

議案番号	件名	結果
第145号	埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願  
なし

所管事務調査

埼玉県住宅供給公社でパワハラがあったとされる新聞報道について

**【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】**

**森委員**

今回の補正予算でゼロ債務負担行為を109億円設定しているが、前年との比較はどうか。また、平準化によって来年度、どの程度効果が見込まれるのか。

**建設管理課長**

県土整備部発注工事における平準化率の目標90%以上に対して、令和4年度の実績は93%である。更なる平準化に寄与するため、令和4年度工事費の92億円に比べて約10億円を増やしている。ゼロ債務負担行為の設定を行うことで、来年度に跨ぐ契約が可能となり、第1四半期、特に4、5月における建設業者の仕事量が確保される。また、繰越の抑制にも資する効果がある

**森委員**

来年度の平準化率はどの程度達成する見込みか。

**建設管理課長**

来年度の正確な数字は申し上げられないが、目標としている90パーセント以上を達成できるよう計画していく。

**金子委員**

繰越明許費について、道路安全施設費と緊急浚渫推進費は補正額が大幅に増えている。特に道路安全施設費については、住民要望が多い事業と認識しているが、どのような背景があったのか。

**道路環境課長**

道路安全施設費は、防護柵や区画線、道路照明灯、大型標識の修繕を実施する事業である。繰越の大きな要因は、標識の更新工事において、関係する占用物の移設工事の遅れなどにより、年度内の完成が困難となったものである。

**河川環境課長**

緊急浚渫推進費について、現場への工事用搬入路を新たに造る必要があり、地権者との借地交渉が長引いているのが一つの原因である。また、市町村が実施している工事との取り合いが生じた際には調整が必要な場合もあり、適正工期が確保できないと判断し、繰越しをお願いするものである。

**金子委員**

市町村との現場の取り合いは、大きな事業ではよくあるのか。その際、事前の調整は行われていないのか。

## 河川環境課長

様々なケースがあるが、実施中の工事で例を挙げると、杉戸町の大落古利根川近くで、町が来年4月1日のオープンを目指してコミュニティーセンターを建設中であり、県の工事と現場が錯綜している状態である。事前に町と調整を行っているが、細かい調整は工事が始まってからでないとできない部分もある。引き続き安全対策をしっかりと行いながら工事を進め、来年の出水期までの完成を目指していく。

## 【付託議案に対する質疑（都市整備部及び下水道局関係）】

### 森委員

- 1 スーパーアリーナの指定管理は、令和8年1月中旬から最大18か月の休館期間があるが、その期間は指定管理料を安くするのが普通ではないか。指定管理料はどのように想定しているのか。
- 2 こども動物自然公園の指定管理者はずっと変わっていないが、入場者数と収益の推移はどうなっているのか。
- 3 第139号議案及び第140号議案の負担金単価の増額理由として、修繕費及び電気料の増加、労務費の上昇とのことであるが、それぞれどの程度影響があるのか。
- 4 関係市町の負担額は、年間どの程度の増額が予想されるのか。また、市町の負担が増えることで、各家庭の下水道使用料も増額になると予想されるが、どの程度影響があるのか。
- 5 負担金単価が流域によって2倍の差がある。地域間の格差を埋めることはできないのか。

### 都市整備政策課長

- 1 スーパーアリーナの指定期間は令和6年度から令和10年度までの5年間であるが、令和8年度の12か月間については全てが休館、令和7年度と令和9年度は少しずつ休館があり、休館期間は最大18か月間という想定である。令和8年度は、スーパーアリーナでのイベントができないため、大きく収入が減少する一方、けやきひろばやテナントなどは引き続き管理が必要となる。現在、(株)さいたまアリーナから提出された収支計画では、令和6、7、9、10年度は収益が出るため指定管理料は不要であり、4年間合計で県へ約34億円の納付を行う計画になっている。一方、令和8年度については、マイナスの収支差額が約14億円となっており、その分を指定管理料で充てるという計画である。

### 公園スタジアム課長

- 2 公園緑地協会が算定した今後5年間の収益の推移は、令和5年度の予算額で100万円、令和6年度以降は少しずつ増えていく事業計画が出されている。取組内容については、これまでキリン舎などをオープンしてきたが、今後はキノポリカンガルー、ウォンバットなどオーストラリアにゆかりのある動物舎を新たに設置する提案のほか、インバウンド対策を図るために英語を使ったガイドツアーを実施し、より一層収益を上げていく提案がなされている。

### 下水道管理課長

- 3 修繕費は、直近5年間の平均額を比較すると、利根川右岸流域が約1.5倍増えている。利根川右岸は、流入ゲートや汚泥掻寄機など処理施設の大きな修繕を直近3年以内に行う必要があるため、修繕費が5割増になる。電気量は、使用電力量1キロワットアワー当たり、令和3年度は15.4円、令和4年度は29.6円と約2倍となっており、エネルギー価格が高騰する前の令和3年度決算額と比較すると約2倍の増加となる。労務費は、普通作業員などの労務単価が令和5年度に約8%程度上昇しており、令和6年度以降も一定の上昇が見込まれるため、令和4年度決算額と比較して、約1.1倍増を

見込んでいる。

- 4 荒川左岸北部流域は、1立方メートル当たり8円の値上げとなるので、令和4年度の実績水量で計算をすると年間で約4億円の負担増となる。一方、利根川右岸流域は、1立方メートル当たり、令和7年度までは16円の値上げ、令和8年度以降は22円の値上げとなる。令和4年度の実績水量で計算すると、令和7年度までは、年間で8,700万円、令和8年度以降は年間で1億2,000万円の負担増となる。各家庭への影響は、市町の公共下水道の経費に流域下水道の維持管理負担金が含まれているため、今回の値上げは一定の影響を及ぼすと考える。ただ、市町の公共下水道の経費は、公共下水道施設に係る維持管理経費などが含まれているので、下水道使用料改定は、市町の判断によるものとする。
- 5 維持管理負担金単価の格差は、大きな課題であると考えている。小山川水循環センターと中川水循環センターに設置している太陽光発電の売電益を、累積赤字がある利根川右岸流域と荒川上流流域の補填に充当している。まずは、流域の市町と共に流域での収支均衡と累積赤字の縮小を図り、単価差の抑制や是正についての道筋をつけるよう取り組んでいく。

### 森委員

- 1 第135号議案について、令和8年度の収支予測は14億円の赤字で、それを指定管理料で補填することだが、全体の5年間計画でならして指定管理料を設定するのではないのか。
- 2 第136号議案について、過去5年間の実績値はどうか。努力した結果、収益を上げているような指定管理者かどうかを確認したい。
- 3 第139号議案について、荒川左岸北部流域の負担金の増額理由は何か。

### 都市整備政策課長

- 1 指定管理料は、毎年度の事業計画ごとに必要な指定管理料を積算する。計画上では、令和6年度、7年度、9年度、10年度は黒字であり、(株)さいたまアリーナが一定の利益を得た上で、年度ごとに利益を超えた部分を県に納付いただく。一方、令和8年度はマイナス収支のため、指定管理料が必要になるといった内容である。なお、今後は、各年度に改めて事業計画が策定され積算等をするため、今回の計画上の数字は確定したものではない。

### 公園スタジアム課長

- 2 過去5年間の利用者数は、平成30年度693,000人、令和元年度638,000人、令和2年度449,000人、令和3年度559,000人、令和4年度544,000人である。コロナ下において令和2年度が利用者数の底であり、コロナ前の水準にはまだ届かない状況である。こうした中で、キリン舎のリニューアルやコウノトリ舎の新施設オープン、SNSを活用した情報発信などの取組を実施している。

### 下水道管理課長

- 3 荒川左岸北部流域は、修繕費の影響はそれほどないが、電気料については令和3年度決算額と比較すると約2.2倍となり大きく影響している。また、労務費は、利根川右岸流域と同様に、令和4年度決算額と比較して1.1倍の増を見込んでいる。

## 森委員

第139号議案及び第140号議案について、埼玉県内各地にある太陽光発電の売電収入を、流域赤字の解消に使ってはどうか。

## 下水道管理課長

太陽光発電設備を設置しているのは、小山川水循環センターと中川水循環センターの2か所である。太陽光発電の設備を、リースで設置し、その売電益を県全体の利益として累積赤字を持つ利根川右岸流域と荒川上流流域の累積赤字の一部に補填をしている。それぞれの水循環センターの活用できる敷地の状況などが異なるので、現在は、この2か所で、太陽光発電をしているところである。

## 金子委員

- 1 第135号議案について、施設面の改修に当たって、事業者からどのような改修を行うのか、どのように効果が上がるか説明があったのか。また、次の5年間についての新たな取組に関する提案があったのか。
- 2 第136号議案及び第137号議案について、応募が1団体に留まったこと、また、同じ業者が続いていることについて、どのように考えているのか。
- 3 候補者から提出のあった次期指定管理計画の指定管理料は、現在と比べてどうか。
- 4 指定管理者から新たな取組の提案があったのか。
- 5 審査項目の「基本的な考え方」の点数について、こども動物自然公園は熊谷スポーツ文化公園より点数が低くなっている理由は何か。
- 6 第139号議案及び第140号議案について、値上げを検討している自治体はあるのか。

## 都市整備政策課長

- 1 この工事は、県が中長期修繕計画に基づき行うものであり、工事内容は県が決めている。その内容は、受変電設備、空調、音響、スーパーアリーナの特徴でもある可動機構の制御盤など基幹的な設備の更新である。今後の5年間については、休館への対応が非常に重要となることから、工事が確実に実施できることや休館期間が短縮されるよう県と協力していくほか、休館明けにコンサートやイベントが速やかに開催されるように営業活動に注力していくという内容である。さらに、休館中はイベントが無いことでにぎわいが失われると、店舗、交通、宿泊などに影響するため、自主事業を行うことなどで、にぎわいを創出していきたいという提案があった。

## 公園スタジアム課長

- 2 公募前から、過去の募集において提案を受けた民間事業者やNPO団体などに情報提供したほか、ホームページでも広く周知を行った。その中で、公園の特徴や利活用のポイントとなる情報も提供したほか、一般社団法人指定管理者協会にも情報の周知を依頼し、広く募集を行った。さらに、オンラインを使った概要説明会や現地で見学会を開いた。概要説明会では、他県で水族館を運営する事業者が参加したが、最終的には応募には至らず、結果的には1者の応募となった。募集終了後、応募に至らなかった業者に直接連絡をとって話を聞いたところ、動物の管理は特殊な業務であり、ノウハウや新たに人材確保を図る必要があり難しいとのことだった。熊谷スポーツ文化公園については、施設が広大で競技施設が多いため、管理が難しく、応募には至らなかったというヒアリ

ング結果だった。いずれにしても、県営公園には、動物園のような特殊な公園もあるが、募集の際は、幅広い周知、分かりやすい情報を提供し、競争性の確保を図っていきたい。

- 3 指定管理料は、今年度と令和6年度以降の5年間の単年度平均で比較した場合、こども動物自然公園は800,000円、熊谷スポーツ文化公園は800万円減少している。減少した理由として、こども動物自然公園については、バックヤードツアーやナイトズーなど、魅力ある自主事業を展開し、自主事業収入の増加を計画の中に盛り込んでいるほか、牛ふんの堆肥化による廃棄物処理費の縮減を行い指定管理料の減額を検討している。また、熊谷スポーツ文化公園については、有料施設の利用者がコロナ前に戻るということを見込んだ利用料金収入の増額や、再生可能エネルギーを活用し、電気料金の支出を減らすということを計画に盛り込み、指定管理料の減額につなげている。
- 4 こども動物自然公園では、園内の魅力アップを図るため、新たな動物としてオーストラリアにゆかりのあるキノボリカンガルーやウォンバットの導入や、恐竜コーナーにコモドラゴンの展示施設を新しく導入する検討がなされている。さらに、インバウンド対策で、英語などのガイドツアーを計画している。熊谷スポーツ文化公園では、競技場に大規模試合を誘致するための基金を設立し、国際規模あるいは全国規模の試合を誘致するための効果的な活動を図ることや、スリーオンスリーバスケットボールやパリオリンピックの競技であるブレイクダンスなどアーバンスポーツの練習施設を整備するほか、eスポーツのイベントを開催するといった新しい取組の提案があった。
- 5 「基本的な考え方」の評価細目の中に、現在の仕様よりも上回っていれば加点していくものがある。例えば、熊谷スポーツ文化公園は、ソフトボール場の営業時間を延ばす提案があり加点評価をされたところである。一方、こども動物自然公園では、営業時間等は現状維持であったため、差ができたものと考察している。
- 6 利根川右岸流域は、美里町で令和6年4月、令和8年4月に下水道料金の改定を予定している。これは、令和4年3月に条例改正をして決めたものである。次に、荒川左岸北部流域では、熊谷市で今年度から下水道使用料を改定したと聞いている。また、桶川市は令和6年度から下水道使用料を改定する予定と聞いている。

## 金子委員

第135号議案について、音響や可動機構などの改修は、運営者が使いやすくなるべきであり、県が勝手に行うものではないと思うが、工事に当たっては、運営者と細かいヒアリングをした上で改修するのか。

## 都市整備政策課長

音響などについても、県と一緒に改修の詳細などについて定例的な打合せを行っている。令和6年度以降も、施設のことを熟知している(株)さいたまアリーナが関わっていく必要があり、事業計画でもそのようになっている。

## 松下委員

第136号議案及び第137号議案について、応募が1者であったとのことだが、熊谷スポーツ文化公園は、問合せもなかったのか。また、応募者が1者である場合は、評価点に合格ラインは設けているのか。

## 公園スタジアム課長

周知を行うに当たり、インターネットを用いた概要説明会と、現地での説明会を開催し

た。オンラインでの説明会では、公園緑地協会を含めて4団体の参加があった。その中で、応募者が管理している施設の実績から推測すると、こども動物自然公園で応募を考えていた事業者が1者、熊谷スポーツ文化公園で応募を考えていた事業者が2者であると思われる。また、こども動物自然公園の現地説明会に参加した事業者はなかった。熊谷スポーツ文化公園の現地説明会では、2事業者が参加した。一定程度、周知活動についてリアクションがあったと思われるが、最終的な応募には至らなかった。また、評価の基準について、1次審査が書類審査、2次審査がプレゼンテーションに基づいた審査である。100点満点で60点が足切りの基準となっている。

### 松下委員

仮に複数の応募者がいた場合に、1次審査と2次審査で結果が逆転することもあり得るのか。

### 公園スタジアム課長

最終的には総合点で評価している。1次審査と2次審査の評価項目の足し算で、最終的に候補者を選定している。

### 内沼委員

- 1 第139号議案及び第140号議案について、5年ごとに定期見直しを行っているとのことだが、当初からどのくらい上がっているのか。
- 2 流域下水道と単独下水道の両方を採用している自治体はあるか。
- 3 全ての関係市町が同意したということだが、どのように調整したのか。

### 下水道管理課長

- 1 荒川左岸北部流域は、昭和56年度に設置した際は40円である。その後、最高で42円、状況によっては37円に下がり、平成26年度から現在までは38円である。利根川右岸流域は、元々本庄市の処理場だったものを、平成21年度に県に移管した。平成21年は63円、その後72円、令和元年度から今まで83円と推移している。
- 2 荒川左岸北部流域のうち、熊谷市は、単独の終末処理場「妻沼水質管理センター」がある。また、利根川右岸流域の中では神川町も「渡瀬浄化センター」があり、この2市町は、独自の終末処理場を持った上で、流域での処理も行っている。
- 3 荒川左岸北部流域については、6月くらいから具体的な改定の方針を伝え、協議を開始した。その後、決算数値を取りまとめた上で、直接説明を行うなど、5市が集まる会議に加え、個別の各市に訪問して調整を行った。利根川右岸流域については、今年の3月に改定の方針を伝えて協議を始めた。荒川左岸北部と同様に、6月くらいから具体的な算定結果に基づき、個別に訪問するなど10月まで何度も意見交換を行い調整した。

### 中村委員

第136号議案及び第137号議案について、選定委員会のメンバーが一人を除いて一緒である。例えば、地元の企業の方や学校関係者など、地域の方を選定委員会に入れるという動きはなかったのか。また、地域の意見を審査に反映させることはなかったのか。

### 公園スタジアム課長

今回の2公園の選定は、7名ずつの委員で構成して審査を行った。その中で、こども動

物自然公園については、動物を専門とする東京農業大学の先生に委員に就任いただいた。また、熊谷スポーツ文化公園は、スポーツマネジメントを専門とする尚美学園大学の先生に委員に就任いただいた。それ以外に、公園、緑化、経営、会計、防災の分野では同一の委員に評価いただいている。地元の問題等については、行政の委員として、都市整備副部長が就任しており、地域や現場、公園のことを良く踏まえた上で評価をしていると認識している。

---

**【付託議案に対する討論】**

なし

---

## 【所管事務に関する質問】

### 井上委員

- 1 県として、この内容をどのように把握しているのか。また、把握したのはいつか。
- 2 被害者とされる方、若しくはその周辺の方から県への相談はあったのか。
- 3 外郭団体で起きた事案について、県はどのような責任があると認識しているのか。

### 住宅課長

- 1 記事の内容に該当すると思われる職員から、住宅課に対し、昨年7月12日と今年4月28日にパワハラを受けている旨の連絡があり把握した。今回の報道と同一の方であるかは、現時点で確認はとれていない。
- 2 7月に電話があった際に、パワハラについて公社を指導してほしいという相談があったので、公社へ確認した。訴えの内容について一部は認められるものの、パワハラがあったとまでは言えないとのことであった。
- 3 今回の件は、公社内の人事管理の話であるので、公社自らが対応すべき内容と考える。一般論としては、公社が業務上法令違反をしている可能性がある場合や、県が指導すべき重大な事案が認められる場合は、県として公社への指導等を行うことになると思う。

### 井上委員

- 1 このパワハラと思われる事態を解決するよう、住宅課が公社に指導したのか。
- 2 主張の一部が認められるとのことだが、その一部とはどのような行為か。
- 3 加害者と被害者、1対1の出来事と認識しているか。

### 住宅課長

- 1 現時点で特に指導はしていない。社内の人事管理の話であるため、公社が自ら対応するものとする。
- 2 公社が対応しているものであり、県としてその一部の内容を把握していない。
- 3 本人からの電話の話によると、男性上司一名であるとの主張であったが、事実を把握できているわけではない。

### 井上委員

再発させないということについてどう考えているのか。

### 住宅課長

社内研修などを通じて全職員に徹底するよう、常日頃から指導しているとのことである。

### 美田委員

県が指導すべき重大な事案の場合には指導をするとの話があったが、具体的にはどういうことか。

### 住宅課長

具体的に線引きをしているわけではないが、社会的に大きな影響があることや、法令違反等があれば、当然に指導していく。